

第2次三重県男女共同参画基本計画
第一期実施計画(案)

平成24年3月

三 重 県

目 次

第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画	
第一期実施計画の策定にあたって	1
第2章 施策の方向、施策および実施事業	
I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	8
II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	16
III 働く場における男女共同参画の推進	
III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	25
III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	33
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	38
V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	
V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	46
V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	54
第3章 計画の推進	63
(参考資料)	
第一期実施計画における指標および目標一覧	72
参考データ	76

第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

新たに策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）を着実に推進するため、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」（以下「第一期実施計画」という。）を策定します。

第一期実施計画では、今後の取組を推進するにあたって、これまでの取組の総括と課題を抽出するとともに、おおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」との整合を図りながら、指標や目標、事業を具体的に示します。また、その実施状況については、条例に基づき年次報告にまとめ、進行管理を行います。

2. 第2次基本計画の概要

(1) 計画策定の経緯

三重県では、平成12（2000）年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成14（2002）年に三重県男女共同参画基本計画を策定しました。また、平成19（2007）年には、社会経済情勢の変化等に対応し、計画の一部改訂を行いました。

その後、雇用情勢の悪化や少子高齢化の一層の進展、人口の減少傾向が顕著となるなど、さらに社会経済情勢に変化がみられました。これら社会経済情勢の変化に対応しつつ、県民、事業者、市町等の多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、その指針となる第2次基本計画を平成23（2011）年3月に策定しました。

(2) 計画の位置づけ

第2次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県に策定が義務づけられた計画であるとともに、「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

(法第14条)

都道府県は、（国の）男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

(条例第8条)

知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

(3) 計画の目標

第2次基本計画は、「男女共同参画社会の実現」をめざします。

(4) 計画の基本的な視点

男女共同参画社会は、人権の尊重と男女の平等を前提としています。また、誰もが将来に希望を持ち、自分らしくいきいきと暮らせる豊かで活力ある三重を築いていくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとの認識に立っています。そして、社会のさまざまな分野における男女の参画や家庭・地域・職場における生活の一層の充実をめざしています。

男女共同参画社会の実現のため、県は、県の政策・方針の決定や実施にあたって、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、関係部門の連携により、総合的に取組を行います。

さらに、県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関、市町等の主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、これら多様な主体と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(5) 計画の期間

計画の期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間としますが、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

(6) 計画の体系

第2次基本計画の体系を図1(P3)のとおり、7つの「基本施策」と基本施策を総合的に推進する方策を明記した「計画の推進」に整理しています。また、各基本施策を推進するために、基本施策ごとに複数の「施策の方向」を設けています。

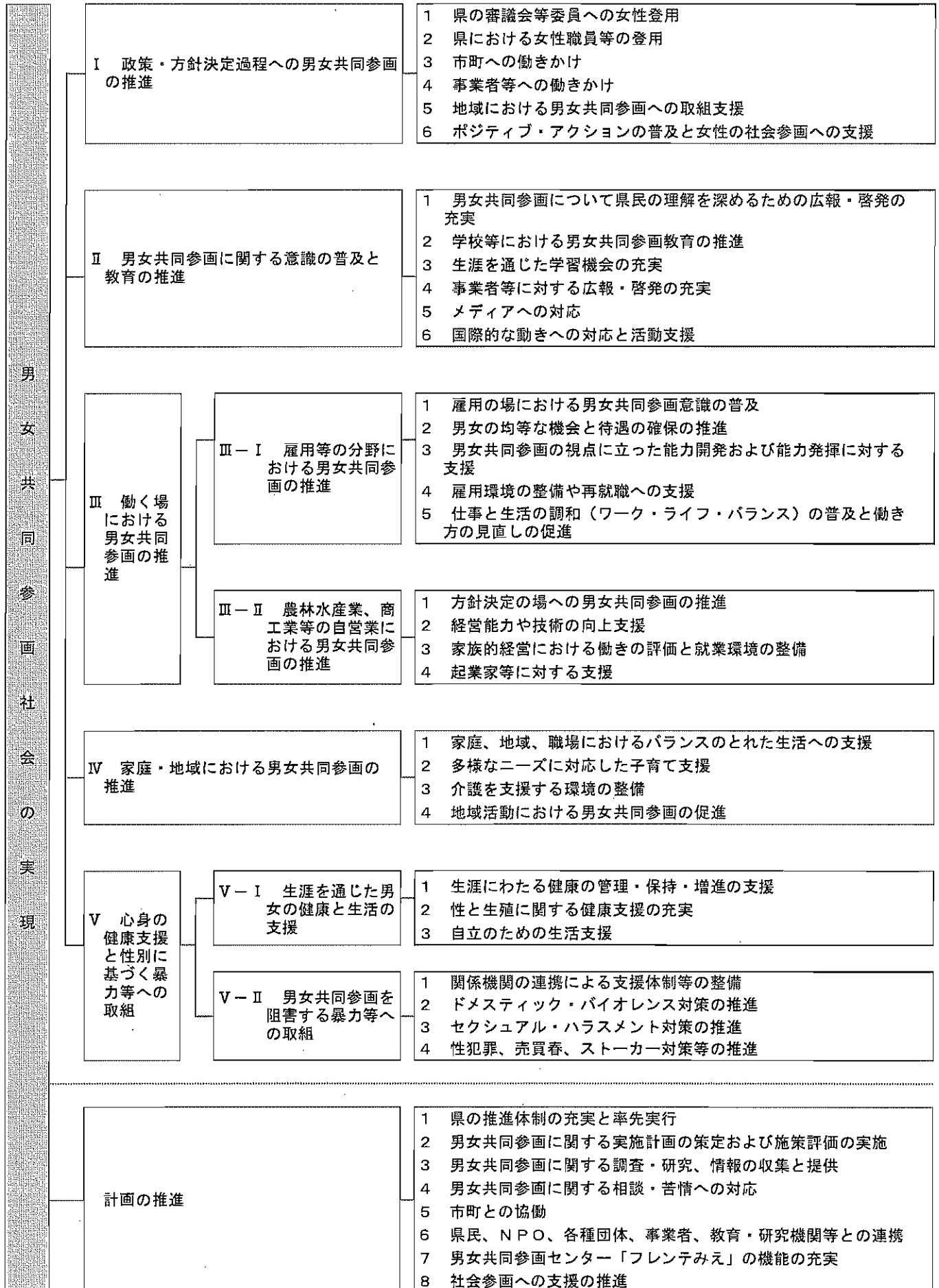
第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

(図1)

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



(7) 計画の重点事項

本県の現状および国の施策の方向等から、次の事項を、第2次基本計画の重点事項とし取組を進めます。

- ① 国の「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」との目標をふまえた取組に合わせ、県においても、この目標をめざし、効果的な取組を進めます。
- ② 就業、起業、ボランティア活動などに、いつでも、どこでも、誰でも能力発揮できるよう、特に女性の社会参画に対する支援策を推進します。
- ③ 全ての人々が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男女共同参画に関する理解の促進を図ります。特に男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの理解促進に努めます。
- ④ 働き方の見直しの促進や仕事と家庭の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、これらの取組により、M字カーブに関する問題の解消を図ります。
- ⑤ 地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動における男女共同参画を推進します。
- ⑥ ひとり親世帯等、生活上の困難に直面する男女への支援を推進します。
- ⑦ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、DVの被害者保護・支援体制の充実に取り組んでいきます。

3. 第一期実施計画の概要

(1) 計画策定の考え方

三重県では、平成14（2002）年に策定した「三重県男女共同参画基本計画」を推進するため、第一次から第三次にわたる実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及・啓発や女性の社会参画支援などに取り組んできました。これらの取組により、意識は徐々に高まり、政策・方針決定過程への女性の参画も進みつつあります。しかし、その進展は緩やかであり、また、厳しい経済・雇用情勢の影響等により、働く場等における男女共同参画についても十分に進展したとは言えない状況です。

これらのことから、男女共同参画意識の普及・啓発を進め、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展するよう、取組を一層推進していきます。

(2) 計画の期間

計画の期間は、「みえ県民カビジョン」を着実に進めるための取組内容をまとめた県の中期の戦略計画である「みえ県民カビジョン・行動計画」（以下「行

動計画」という。)と同様に、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年間とします。

(3) 目標の設定

第一期実施計画では、できるだけわかりやすく、具体的な目標を設定するとともに、行動計画との整合を図っています。

※ 第2章の「基本施策の指標」および「施策の方向の目標」において、「行動計画」にも掲載のあるものに「◎」を付しています。

(4) 「みえ県民カビジョン」等との関係について

三重県では、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢の方向性を示す、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民カビジョン」と「みえ県民カビジョン」を着実に推進するために、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年間の中期戦略である「行動計画」を策定しています。

この「みえ県民カビジョン」および「行動計画」では「政策 人権の尊重と多様性を認め合う社会」の施策に「男女共同参画の社会づくり」を位置付けています。

(5) 計画の構成

第2章では、第2次基本計画の図1の体系(P3)に基づく7つの「基本施策」を、第3章では、基本施策を総合的に推進する方策を明記した「計画の推進」について、それぞれ記述しています。また、各基本施策を推進するために、〈基本施策〉-〈施策の方向〉-〈具体的施策〉-〈具体的事業〉の階層で、男女共同参画に関する取組等を網羅し、体系的に整理しています。

第2章の構成の詳細は、まず基本施策ごとに第2次基本計画で定められた「めざす姿」を改めて示した上で、「これまでの取組の総括と課題」を明らかにするとともに、成果をあらわす指標と目標値を明示しています。さらに、各基本施策を推進するために設けられた「施策の方向」についても目標項目と目標値等を明らかにするとともに、具体的な事業を掲げています。

第3章においても、「これまでの取組の総括と課題」を明示した上で、推進するための具体的な事業を掲げています。

また、参考資料として、男女共同参画の現状をあらわすデータを示しています。

○ 第2章の各ページの見方

第2章および第3章において、第2次基本計画で定めた部分は明朝体、第一期実施計画において新たに記述した部分はゴシック体としています。

○ ○○○○○○○○○○○○○ ← 基本施策の番号と基本施策名を記載しています。

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

【働く場】

← 第2次基本計画で定めためざす姿を記載しています。

これまでの取組の総括と課題

← この基本施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえ、総括を行うとともに、現在の状況や課題を記載しています。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
← 基本施策の成果をあらわす指標を示しています。	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。	← 平成27年度における目標値を示しています。

施策の方向

□ □□□□□□□□□□ ← 基本施策を推進するための施策の方向の番号と施策の方向名を記載しています。

← 第2次基本計画で定めた施策の方向の取組方針を記載しています。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
← 施策の方向の成果をあらわす目標項目を示しています。	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。	← 平成27年度における目標値を示しています。

施策

← 第2次基本計画で定めた施策の方向の具体的施策を記載しています。

事業内容等	
事業内容	担当部局
← 施策の方向の施策を推進するための具体的事業を記載しています。	左記事業を所管する部局名を記載しています。

第2章 施策の方向、施策および実施事業

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- ・ 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

これまでの取組の総括と課題

県の審議会等委員への女性の登用は、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各審議会において男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう全庁的な取組を進めました。

県における女性職員の登用については、男女共同参画の視点に立ち、適材適所の人事配置を行うとともに、従来は男性職員が多かった職域へも女性職員の配置を行いました。

事業者への働きかけとしては、シンポジウム等の開催による関係機関と連携した普及啓発のほか、男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業等を表彰し、その取組事例の普及を図りました。

政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの、水準は依然として低く、未だ十分とは言えない状況です。また、市町においては基本計画等を策定する市町が増えるなど、進展がみられますが、市町によって取組に差があり、政策・方針決定過程への参画促進を働きかけていくことが必要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の登用率	（平成23年度） 24.7%	28.7%

- ・ 地方自治法（第202条の3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合

施策の方向

1 県の審議会等委員への女性登用

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	（平成23年度） 60.7%	66.7%

- ・ 県の審議会等のうち、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない審議会等の割合

施策

- （1）「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」などを活用しつつ、計画的に女性委員の登用を図ります。
- （2）委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大等、男女が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- （3）女性のエンパワーメントを図り、リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。
- （4）個人情報の保護に配慮しつつ、女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成19年8月1日施行）に基づき、県の審議会等への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう努めます。	全部局
イ 委員構成の見直し、公募委員枠の導入検討、関係機関への働きかけなど男女が審議会等に参画しやすい仕組みづくりを進めます。	全部局
ウ 女性リーダーを養成し、エンパワーメントを支援します。	環境生活部ほか関係部局
エ 個人情報に配慮しつつ、人材リストを整備充実し、活用を図ります。	環境生活部

施策の方向

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義をふまえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。

そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、働きやすい職場に向け環境整備を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
管理職への女性職員登用率	（平成23年4月1日） 7.7%	（平成27年4月1日） 8.7%

- ・ 県職員（教員および警察職員を除く）における管理職への女性職員登用率

施策

- (1) 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- (2) 多様な能力開発の研修を計画的に実施し、女性職員の受講に配慮するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行うなど、女性職員の管理職への登用に向けた取組を行います。
- (3) 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。
- (4) 県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組が進むよう働きかけます。
- (5) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境整備を進めます。

事業内容等	事業内容	担当部局
ア	女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。（第3章-1）	総務部
イ	女性職員の管理職への登用にあたっては、毎年度策定する公立小中学校および県立学校教職員人事異動実施要領において、その方針を示し、女性の積極的な登用を図ります。	教育委員会
ウ	女性職員の管理職等への希望が少ない原因を把握するとともに、管理職への意欲が高まる取組を実施することにより、女性職員の管理職等への登用を推進します。	教育委員会
エ	女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めます。（第3章-1）	全部局
オ	人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。（第3章-1）	全部局
カ	必須研修や選択型の研修等、職員に能力開発の機会を提供します。	総務部
キ	管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。	総務部 環境生活部
ク	職員採用試験受験者に女性が増えるよう、採用試験の広報に際しては女性を対象とした情報提供を継続的に行っていきます。（第3章-1）	人事委員会
ケ	県の外郭団体等において、女性職員の採用・登用・配置に配慮がなされるよう働きかけます。	関係部局
コ	特定事業主行動計画「次世代育成支援のための行動計画」を計画的かつ着実に推進するため、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、労使協働の取組による意見交換なども実施しながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。（第3章-1の再掲）	総務部

サ 特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」を着実かつ効果的に推進するため、次世代育成支援推進委員会を定期的に開催し、プランの進捗管理等に努め、子育て支援の取組を進めます。（第3章-1の再掲）	教育委員会
--	-------

施策の方向

3 市町への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための基本計画策定支援など、市町の状況に応じた支援を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	（平成23年度） 69.0%	86.2%

- ・ 県内29市町のうち、男女共同参画を推進するための条例または基本計画等を策定している市町の割合

施策

- (1) 市町における政策・方針決定過程への男女共同参画について理解が進むよう、市町へ積極的に働きかけます。
- (2) 県および市町の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、さまざまな機会を活用して、市町との情報交換を行います。	環境生活部
イ 市町長や団体の長等に対してインタビューを実施することにより、市町長や団体の長等の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。（I-4、第3章-5）	環境生活部
ウ 市町における男女共同参画に関する職員研修等を支援します。	環境生活部
エ 市町が男女共同参画施策を推進するための、基本計画策定に向けた気運の醸成、取組の支援を行います。（第3章-5）	環境生活部
オ 各農業委員会における女性農業委員の複数登用に向け、市町に対して働きかけを行います。（III-II-1の再掲）	環境生活部 農林水産部
カ 市町における審議会等委員への登用が進むよう、人材に関する情報提供を行います。	環境生活部

キ 市町における審議会等への女性の登用状況、登用促進のための取組を調査するとともに、情報提供を行います。	環境生活部
--	-------

施策の方向

4 事業者等への働きかけ

企業などにおける人材の確保・活用や社会的責任等の観点から、男女共同参画、女性のエンパワメントおよび仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要であることについて普及啓発を行い、企業、教育・研究機関、その他各種団体等事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数（累計）	（平成23年度） 73件	200件

- ・ 「男女がいきいきと働いている企業」認証制度において認証した企業等の数

施策

- (1) 事業者等に対する意識啓発を行い、方針決定の場における男女共同参画の推進に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。
- (2) 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための公共調達におけるインセンティブの付与、研修の実施など、事業者が男女共同参画に取り組む動機付けとなるような施策を実施します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、セミナー等を開催します。（Ⅲ-1-1の再掲）	雇用経済部
イ 事業主向けのセミナーや「みえ出前トーク」、「フレンテトーク」等を通じて、女性の登用を働きかけます。	環境生活部
ウ 市町長や団体の長等に対してインタビューを実施することにより、市町長や団体の長等の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。（I-3の再掲）	環境生活部
エ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。（Ⅲ-1-2の再掲）	雇用経済部 環境生活部
オ 事業者および勤労者を対象に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」をテーマとしたセミナーを開催します。（Ⅲ-1-5の再掲）	雇用経済部 環境生活部
カ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。（I-6の再掲）	雇用経済部 環境生活部

キ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業等を認証・表彰し、その取組事例の普及を行います。 (Ⅰ-6、Ⅱ-4、Ⅲ-Ⅰ-2)	雇用経済部
ク 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、周知・啓発を行います。(Ⅲ-Ⅰ-5の再掲)	健康福祉部
ケ 総合評価方式による公共工事の入札において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」などの評価を引き続き行うことにより、取組企業の拡大を図ります。(Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	県土整備部
コ 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。 (Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	出納局

施策の方向

5 地域における男女共同参画への取組支援

地域における男女共同参画を阻害している慣行の見直しを促進し、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動に浸透するよう普及啓発を行うとともに、男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進め、地域における政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

目標		
目標項目	現状値	目標値(平成27年度)
◎NPOと県の連携・協働事業数	(平成22年度) 51事業	75事業

- ・ NPOと県が連携・協働して取り組んだ事業数

目標		
目標項目	現状値	目標値(平成27年度)
◎環境教育参加者数	(平成22年度) 28,557人	29,000人

- ・ 環境教育を推進するために環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数

施策

- (1) 男女が地域活動に参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やNPOなどと連携を図りながら、普及啓発を行います。
- (2) 地域における方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。
- (3) 地域づくり、防災、環境保全、観光振興などの活動に男女が共に参画できる機会を確保す

るよう努めるとともに、市町、団体等に働きかけます。

事業内容等		事業内容	担当部局
ア	県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（IV-4の再掲）		環境生活部
イ	住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。（IV-4の再掲）		環境生活部
ウ	地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携・協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。（IV-4、第3章-8）		環境生活部
エ	男女がともに参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上を図ります。（IV-4の再掲）		防災対策部
オ	災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）への対応や女性への配慮をふまえ、避難所運営マニュアルを改訂します。（IV-4の再掲）		防災対策部
カ	男女共同参画の視点をふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。（IV-4の再掲）		雇用経済部
キ	男女共同参画の視点をふまえた地域づくりが推進されるよう、市町と連携しながらその取組を支援します。（IV-4の再掲）		地域連携部
ク	あらゆる主体の環境保全活動への積極的な参画を推進するため、多様な環境教育の場や機会を提供し、環境分野に男女が共に参画できる機会の確保を図ります。		環境生活部

施策の方向

6 ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援

あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるために、ポジティブ・アクションについて、市町、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

また、女性のさまざまな分野への参画を支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
就労に関する相談事業により支援を行った人数	（平成22年度） 1,800人	4,300人

・ 就労に関する相談事業（女性の就労支援事業）により支援（アドバイスまたは情報提供）

を行った人数

施策

- (1) ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を市町、企業等へ情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解の促進と普及を図ります。
- (2) さまざまな分野における女性の政策・方針決定過程への参画および従来女性が少なかった分野への参画を支援する取組を推進します。

事業内容等	事業内容	担当部局
ア	ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。(I-4、III-I-2)	雇用経済部 環境生活部
イ	男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業等を認証・表彰し、その取組事例の普及を行います。(I-4の再掲)	雇用経済部
ウ	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。(III-I-2の再掲)	雇用経済部 環境生活部
エ	雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」およびホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。(II-4の再掲)	雇用経済部 環境生活部
オ	女性の社会参画の気運醸成やその支援を啓発するため、セミナー等を開催します。(III-II-4)	環境生活部
カ	意欲のある女性等の就労をはじめとする社会参画を支援するため、関係機関と連携して、情報提供や相談などの必要な支援を行います。(III-I-4の再掲)	環境生活部
キ	女性の社会参画に関する支援策を効果的に進めるため、ニーズを把握するとともに、成功事例等の情報を総合サイト等で提供します。(第3章-3の再掲)	環境生活部
ク	社会参画を希望する女性のため、支援機関の情報や活用の方法等を掲載した総合サイトによる支援情報の一元化を図ります。(第3章-8の再掲)	環境生活部

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- ・ 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- ・ 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

【家庭】

- ・ 家族が互いに尊重しあい、家族の一員としてともに責任を担って、協力しあっています。
- ・ 子どもたちに対しては、男女共同参画意識に基づいて、家庭教育が行われています。

【働く場】

- ・ 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっていきます。
- ・ 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

これまでの取組の総括と課題

男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フレンテみえ」を中心とした啓発事業やフォーラム・セミナー等を実施するとともに、市町、関係機関、団体等と幅広く連携し、県民各層に対する男女共同参画意識の普及に向けた取組を行いました。

男女共同参画についての理解を促進するため、報道機関への積極的な情報提供を行い、また企業への啓発として、企業表彰の実施、表彰企業の取組事例などを県発行の広報誌やホームページで紹介するなどの取組を行いました。学校等における男女共同参画教育の推進として、リーフレットやネットワーク等を活用した男女共同参画に関する教員への校内研修を実施するとともに、教科や総合的な学習の時間等を利用して、男女共同参画への理解や自己の適性、将来設計に基づいた主体的な進路選択のあり方について、生徒が自ら考える機会を提供しました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、未だ4割を超える人が肯定的な考え方を有するなど、男女共同参画意識の普及について十分とは言えない状況です。

これらのことから、男女共同参画センター「フレンテみえ」等を通じて一層の効果的な啓発活動を展開するとともに、特に男性や子どもへの積極的な働きかけなどを行うことが必要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎男女共同参画フォーラムの男性参加率	（平成23年度） 23.5%	45.0%

- ・ 三重県男女共同参画センターが開催する男女共同参画フォーラムの参加者のうち男性参加者の割合

施策の方向

1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実

男女共同参画意識の普及を図るために、NPO、各種団体、市町等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等について、自主的に点検、見直しが行われるよう、多様なメディアを通じた、わかりやすい広報・啓発を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎男女共同参画フォーラムの男性参加率	（平成23年度） 23.5%	45.0%

- ・ 三重県男女共同参画センターが開催する男女共同参画フォーラムの参加者のうち男性参加者の割合

施策

- (1) 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様なメディアを活用し、男女共同参画意識の普及を図ります。
- (2) 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等の見直しを促進します。
- (3) 性別による固定的役割分担にとらわれない男女の多様な生き方を社会に浸透させるため、県がさまざまな広報を行う際には、男女共同参画の視点に立った表現とします。
- (4) 団体、企業、行政などの連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行います。
- (5) NPO等が行う男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動等を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。
- (6) 男女共同参画の理念について、あらゆる人が共感できるよう、わかりやすい広報・啓発を進めます。
- (7) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進や、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 男女共同参画推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種メディアへの積極的な情報提供を行います。（II-5）	環境生活部
イ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により、直接、県民に男女共同参画についての理解を働きかけるとともに、県民の男女共同参画に対するニーズを把握します。	環境生活部
ウ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報コーナーやホームページの充実、情報誌「Frente」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を強化します。（第3章-7の再掲）	環境生活部
エ ポスター、パンフレット、チラシなど県の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。	全部局

<p>オ 「男女共同参画週間（6月23日～6月29日）」、「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）」、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」、「農山漁村女性の日（3月10日）」等、さまざまな機会を通じて広報活動を展開します。</p>	<p>環境生活部 農林水産部ほか 全部局</p>
<p>カ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。 （Ⅳ-1、Ⅳ-4、第3章-6、第3章-7）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>キ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、6月を男女共同参画強調月間と定め、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。（第3章-7の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ク 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。（Ⅱ-3の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ケ 男女共同参画に関する基本的な考え方について、国の最新動向を常に把握するとともに、パネルやパンフレット等各種啓発資料等を作成します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>コ 人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、県民人権講座の開催や企業向けの研修教材の提供など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。 （Ⅴ-Ⅱ-1）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>サ 地域におけるあらゆる活動が、人権の視点をベースとして展開されていくよう、地域が主体となった「人権が尊重されるまちづくり」活動を支援します。（Ⅴ-Ⅱ-1）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>シ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を検討し、男性参加者の増加に向けた積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（Ⅳ-1、第3章-7）</p>	<p>環境生活部</p>

施策の方向

2 学校等における男女共同参画教育の推進

一人ひとりが男女共同参画について理解し、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	（平成22年度） 77.7%	80.0%

- 各幼稚園、小・中・高・特別支援学校において男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合

目標		
目標項目	現状値	目標値(平成27年度)
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	(平成22年度) 95.4%	98.0%

- 各幼稚園、小・中・高・特別支援学校において教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校の割合

- 施策**
- (1) 教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるような体系的な研修を計画的に実施します。
 - (2) 男女共同参画意識の普及に関する効果的な指導方法について、調査・検討を行います。
 - (3) 男女共同参画の視点到った教育を推進するための教材を充実します。
 - (4) 子どもたちが、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことのないよう、指導や学校運営の点検・見直しを進めます。
 - (5) 総合的な学習の時間等を活用し、自己のあり方や生き方、家庭生活や社会参画について、児童、生徒が自ら考える機会を提供します。
 - (6) 男女が、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を学習する家庭科教育を推進します。
 - (7) 学校行事、PTA活動などを利用して、保護者や地域に男女共同参画の理念をさらに広げていくよう取組を進めます。
 - (8) 男女共同参画の理念をふまえ、子どもたちが主体的に進路を選択・決定できるよう、家庭と学校の連携を密にした指導の充実に努めます。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 男女共同参画に関する教育を進めていくために、総合教育センター等において、教職員を対象に研修を実施します。 (初任者研修、教職経験者研修、インターネットを活用した教職員研修等)	教育委員会
イ インターネットを活用した教職員研修において、男女共同参画の理念や用語等の理解につながる研修を実施するとともに、現実の事象への適用の仕方などの研修もできるよう、新しいコンテンツの作成・充実に取り組みます。	教育委員会
ウ 学校教育において、各教科や総合的な学習の時間等に男女共同参画の視点を位置付け、児童生徒に男女共同参画についての理解を深める教育を推進します。	教育委員会
エ 学校等において、男女共同参画の視点到立ち、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。	教育委員会
オ 進路指導にあたっては、男女共同参画の視点到立ち、幅広い情報収集・情報提供を行うとともに、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう指導します。	教育委員会

カ 児童生徒が、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を身につけられるよう、小学校から高等学校まで発達段階に応じた系統的・体系的なキャリア教育を推進します。	教育委員会
キ 私立学校の教職員が人権や男女共同参画についての認識を深め、性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育を実施することに対して支援を行います。	環境生活部
ク 家庭科等の学習において、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識させる教育を推進します。	教育委員会
ケ 学校等での研修の充実を図るとともに、PTAの会合等を利用して研修の機会を設け、児童生徒や教職員、保護者などの男女共同参画についての意識を高めます。	教育委員会
コ 保育士が人権や男女共同参画についての認識を深められるよう、人権等に関する講座を開催します。	健康福祉部

施策の方向

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある県民が男女共同参画に関する理解を深めたり、地域で男女共同参画を進めるリーダーを育成するための研修機会を充実します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
男女共同参画センターの講座等への新規参加率	（平成22年度） 8.0%	10.0%

施策

- (1) 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と生涯学習機関が連携を図り、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに応じた学習機会を充実します。
- (2) 公民館等社会教育施設の講座担当者に対する研修を充実します。
- (3) 誰もが学習活動に参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催など、参加者の立場に立った配慮を行います。
- (4) 社会のリーダー的な立場にある県民を対象とした研修を充実します。
- (5) 家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための研修や情報提供を充実します。
- (6) 男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるように、エンパワーメントの機会を拡充します。

事業内容等	事業内容	担当部局
ア	男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章-7の再掲）	環境生活部
イ	県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（IV-4の再掲）	環境生活部
ウ	住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。（IV-4の再掲）	環境生活部
エ	社会教育委員をはじめとした社会教育関係者を対象に、資質向上のための研修会を開催し、地域における社会教育活動を活性化することによって、県民の学習機会の充実を図ります。	教育委員会
オ	各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすい配慮を行うよう努めます。（第3章-7）	環境生活部ほか全部局
カ	社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。（II-1、II-4、III-I-1、III-I-5）	環境生活部
キ	子育て中の親が、グループで交流しながら、親の役割や子育てについて、学んだり気づいたりできる参加型教材の活用を進めます。（IV-2の再掲）	健康福祉部
ク	男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポーターを養成します。（第3章-7の再掲）	環境生活部

施策の方向

4 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、事業者を対象とした普及啓発を実施します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	（平成22年度） 85.6%	90.0%

- ・ワーク・ライフ・バランスがテーマのセミナー等におけるアンケートで取組を進めていくうえで役立つと回答した参加者の割合

施策

- (1) 男女雇用機会均等法など労働関係法規の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、働く場における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行などの解消に向けた啓発を行います。
- (2) 事業活動における男女共同参画を推進する取組についての情報提供、啓発を実施します。

事業内容等	事業内容	担当部局
ア	男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、セミナー等を開催します。(Ⅲ-I-1の再掲)	雇用経済部
イ	雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」およびホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。(I-6、Ⅲ-I-1)	雇用経済部 環境生活部
ウ	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。(Ⅲ-I-2の再掲)	雇用経済部 環境生活部
エ	男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業等を認証・表彰し、その取組事例の普及を行います。(I-4の再掲)	雇用経済部
オ	事業者および勤労者を対象に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」をテーマとしたセミナーを開催します。(Ⅲ-I-5の再掲)	雇用経済部 環境生活部
カ	次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、周知・啓発を行います。(Ⅲ-I-5の再掲)	健康福祉部
キ	社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。(Ⅱ-3の再掲)	環境生活部
ク	「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により、企業の男女共同参画に関する研修を支援します。(Ⅲ-I-1)	環境生活部

施策の方向

5 メディアへの対応

県民の意識形成に大きな影響力を持つメディアに対し、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めていきます。

また、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
メディアへの情報提供数	（平成22年度） 40件	50件

- ・ 男女共同参画に関してメディアへ情報提供を行った件数

- 施策**
- (1) メディアに対して、男女共同参画の視点に立った表現についての理解を求めるとともに、メディアの自主的な取組を促進します。
 - (2) 男女共同参画に関する県の事業などについて、積極的に情報提供を行います。
 - (3) 新聞、テレビ、インターネット等、さまざまなメディアに対する県民のメディア・リテラシーを高める教育、学習手法について、調査・検討を行い、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会の提供をします。

事業内容等		担当部局
事業内容		
ア インターネット等の新しいメディアへの対応を含め、男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、メディアに対して理解と協力を求めます。		環境生活部
イ 男女共同参画推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種メディアへの積極的な情報提供を行います。（II-1の再掲）		環境生活部
ウ 県民のメディア・リテラシーに関する学習を支援します。		環境生活部

施策の方向

6 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画については、国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および外国人住民との共生をめざす活動を支援します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎多文化共生に取り組む団体数	（平成22年度） 141団体	200団体

- ・ 多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数

- 施策**
- (1) 男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努めます。
 - (2) 男女共同参画の視点に配慮しながら、国籍や民族の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の構築を進めます。

(3) NPO等による国際交流、国際協力および外国人住民との共生を進める活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。(第3章-3、第3章-7)	環境生活部
イ 外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めるため、県民一人ひとり、NPO、企業、市町など多様な主体と連携・協働し、多言語での情報提供、日本語指導ボランティアの育成や活用、やさしい日本語の普及、多文化共生の啓発などに取り組みます。(V-I-3)	環境生活部
ウ NPO等による外国人住民との多文化共生社会づくりをめざす活動や国際貢献・国際交流活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。	環境生活部 雇用経済部

Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 家庭や地域を大切にする意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。
- ・ 男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきます。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。

【働く場】

- ・ 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわらず、能力開発、職務分担、処遇が行われています。
- ・ 一人ひとりのライフスタイルにあわせた多様な働き方の選択ができるように、柔軟な就業形態が広がっています。
- ・ 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっていきます。

これまでの取組の総括と課題

雇用等の分野における男女共同参画推進のため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様な働き方、多様性に配慮した組織づくりなどについて理解を深めるためのセミナーを開催しました。

「男女がいきいきと働いている企業」表彰を受けた企業の取組をパンフレットに掲載・配布し、事業者等に広報を行うとともに、より多くの企業等の自主的な取組を推進するため、表彰制度に加え、認証制度を創設しました。

従業員100人以下の企業に次世代育成支援の周知・啓発、取組の促進を働きかけるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出に向けた支援を行いました。

公共工事だけでなく、物件関係（清掃、警備業務等）の総合評価一般競争入札においても、『男女共同参画』や『次世代育成支援』などの企業の社会的責任（CSR）等にかかる項目が追加されました。

しかし、平成23年度に実施した「三重県内事業所賃金等実態調査」によると、女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合は2割余りとどまるなど、男女共同参画社会の実現については、十分とは言えない状況にあります。

これらのことから、関係機関との連携を強化したうえで、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備のため、ワーク・ライフ・バランスの推進などについて、企業等に対し啓発を行うことが必要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	（平成23年度） 23.6%	27.0%

- ・女性の管理職への登用や職域拡大等のポジティブ・アクションに取り組んでいる企業等の割合（三重県内事業所賃金等実態調査）

施策の方向

1 雇用の場における男女共同参画意識の普及

働く場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
男女共同参画センターの登録企業数	（平成22年度） 40件	65件

施策

- (1) 働く場における固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するため、シンポジウムやセミナーを開催するなど普及啓発を行います。
- (2) さまざまな分野で活躍する男女を紹介するなど、男女共同参画の気運づくりを進めます。
- (3) 労働基準法や男女雇用機会均等法等の雇用関係法令について、関係機関と連携して普及啓発を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。（Ⅱ-3の再掲）	環境生活部
イ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により、企業の男女共同参画に関する研修を支援します。（Ⅱ-4の再掲）	環境生活部
ウ 情報誌「Frente」やホームページなどを活用し、働く場における男女共同参画の気運づくりを進めます。	環境生活部
エ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、セミナー等を開催します。（Ⅰ-4、Ⅱ-4）	雇用経済部
オ 高校生等に対し、男女雇用機会均等法や労働基準法などの知識習得のための出前講座を実施します。	雇用経済部
カ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」およびホームページ等に掲載し、関係機関との連携によ	雇用経済部 環境生活部

り、幅広く情報発信をします。(Ⅱ-4の再掲)	
キ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、周知・啓発を行います。(Ⅲ-Ⅰ-5の再掲)	健康福祉部
ク 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。(Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	雇用経済部 環境生活部
ケ 人権の視点に立った企業等の社会的責任(CSR)の取組が推進されるよう、ガイダンス(検証基準)等の客観的な自己評価手法を紹介する等、CSRの普及を図るとともに、企業等の取組を支援します。	環境生活部
コ 総合評価方式による公共工事の入札において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」などの評価を引き続き行うことにより、取組企業の拡大を図ります。(Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	県土整備部
サ 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。(Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	出納局

施策の方向

2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、男女共同参画を進めている企業等の表彰、事例の紹介など必要な支援を行います。

また、ポジティブ・アクションについて、理解の促進と普及を図るとともに、男女間の賃金等の格差の解消に向け、企業等の取組の促進を図ります。

目標

目標項目	現状値 (平成23年度)	目標値(平成27年度)
管理職に占める女性の割合(役員を除く)	7.8%	12.0%

- ・ 管理職(部長相当職および課長相当職)に占める女性の割合(三重県内事業所賃金等実態調査)

施策

- (1) 企業等における男女共同参画への取組について、実態を把握するための調査を定期的に実施するとともに、男女共同参画の推進状況を客観的に評価できる手法を検討します。
- (2) 男女の雇用均等や女性の活躍支援などを積極的に推進する企業等に対する認証・表彰制度等を通じて、企業の取組を支援します。
- (3) 全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。
- (4) 企業等における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する企業からの相談を受けて助言を行うなどの支援を行います。

- (5) ポジティブ・アクションについて、先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、企業の社会的責任の視点もふまえて情報提供するなど、理解の促進と普及を図ります。
- (6) 企業等の男女共同参画の取組を推進するため、公共調達におけるインセンティブの付与を行います。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。 (I-4、I-6、II-4、III-I-1、V-II-3)	雇用経済部 環境生活部
イ 企業等における男女共同参画への取組の実態把握を行うために、定期的な調査を実施します。	雇用経済部
ウ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業等を認証・表彰し、その取組事例の普及を行います。 (I-4の再掲)	雇用経済部
エ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。(I-6の再掲)	雇用経済部 環境生活部
オ 総合評価方式による公共工事の入札において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」などの評価を引き続き行うことにより、取組企業の拡大を図ります。(I-4、III-I-1、III-I-5)	県土整備部
カ 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。 (I-4、III-I-1、III-I-5)	出納局

施策の方向

3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、有職者および就職希望者に対する職業能力の開発と向上を支援します。また、男女が働く場で能力を発揮できるよう支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値(平成27年度)
◎県が実施または支援する職業訓練への参加者数	(平成22年度) 2,941人	3,250人

- ・ 県が実施している職業訓練や、県が支援している民間の職業能力開発校における職業訓練への参加者数

施策

- (1) 男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、社会情勢の変化やニーズに対応した職業

- 能力開発に関する研修を充実するとともに、積極的に情報提供を行います。
- (2) 事業者に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。
 - (3) 就職希望者に対し、再就職準備のための能力開発の支援を行います。
 - (4) 働く女性が主体的にその能力を十分に発揮できるよう支援します。
 - (5) 支援を必要としているひとり親世帯の親や障がい者などの能力開発を支援します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 社会情勢の変化やニーズに対応した職業訓練の実施を進めるとともに、関係機関と連携し、積極的にPR活動を行います。	雇用経済部
イ 若年無業者、障がい者、母子家庭の母等、特に支援を必要とする者を対象に、企業、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施します。	雇用経済部
ウ 出産や育児等に伴い臨床現場を離れた女性医師等に対する勤務負担軽減等の復職支援や環境づくりを進めます。(Ⅲ-Ⅰ-4の再掲)	健康福祉部
エ 出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。(Ⅲ-Ⅰ-4の再掲)	健康福祉部
オ 意欲のある女性等の就労をはじめとする社会参画を支援するため、関係機関と連携して、情報提供や相談などの必要な支援を行います。(Ⅲ-Ⅰ-4の再掲)	環境生活部

施策の方向

4 雇用環境の整備や再就職への支援

関係機関と連携しながら、短時間勤務や在宅勤務などの多様な就業形態、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどを調査研究し、普及のため情報提供を行います。

また、非正規雇用者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値(平成27年度)
多様な就労形態を導入している事業所の割合	(平成23年度) 26.4%	35.0%

- ・ 在宅勤務制度、フレックス・タイム制度等柔軟な就業形態を導入している事業所の割合(三重県内事業所賃金等実態調査)

施策

- (1) 多様なライフスタイルに合った働き方を選択できるよう、短時間正社員、在宅勤務、フレックス・タイム制度等多様かつ柔軟な就業形態や、再雇用制度などの雇用システムについて

- 調査研究を行い、関係機関と連携して情報提供を行います。
- (2) 県において柔軟な就業形態等の導入について検討を進めます。
 - (3) 就職希望者に対し、関係機関と連携しながら、相談、情報提供、紹介などのサービスを提供します。
 - (4) 出産・育児、介護などのために離職し、再就職したい意欲のある人が、就職できるように、関係機関と連携して情報提供や相談などの支援を進めます。
 - (5) 関係機関との連携を図りながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム労働法」）等の周知徹底を図ります。

事業内容等	事業内容	担当部局
	ア 多様な働き方を促進するため、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の導入状況等を把握し、企業と勤労者双方が実現可能な制度やシステム等の導入に向けた広報・啓発を行います。（Ⅲ-Ⅰ-5）	雇用経済部 環境生活部
	イ 特定事業主行動計画「次世代育成支援のための行動計画」を計画的かつ着実に推進するため、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、労使協働の取組による意見交換なども実施しながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。（第3章-1の再掲）	総務部
	ウ 特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」を着実かつ効果的に推進するため、次世代育成支援推進委員会を定期的開催し、プランの進捗管理等に努め、子育て支援の取組を進めます。（第3章-1の再掲）	教育委員会
	エ 勤労者や事業主からの労働に関する相談窓口を設置し、弁護士相談、メンタルヘルスカウンセリングを含む相談業務を行うとともに、労働情報の提供を行います。	雇用経済部
	オ 若年者の雇用支援については、若年者の安定した就労のため、「おしごと広場みえ」において関係機関と連携して、求人求職情報の提供、職業相談、職業紹介、各種就職支援セミナー、就職面接会等の総合的な就業支援サービスを提供します。	雇用経済部
	カ 出産や育児等に伴い臨床現場を離れた女性医師等に対する勤務負担軽減等の復職支援や環境づくりを進めます。（Ⅲ-Ⅰ-3）	健康福祉部
	キ 出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。（Ⅲ-Ⅰ-3）	健康福祉部
	ク 意欲のある女性等の就労をはじめとする社会参画を支援するため、関係機関と連携して、情報提供や相談などの必要な支援を行います。（Ⅰ-6、Ⅲ-Ⅰ-3、Ⅲ-Ⅱ-4、第3章-8）	環境生活部

施策の方向

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進

男女が共にやりがいや充実感を感じながら働く一方で、家庭や地域における生活を大切にし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が可能となるよう、育児・介護休業制度等の活用について普及を進めるとともに、企業等に対する啓発、支援を行います。

また、労働時間の短縮などに向け働き方の見直しを促進し、これらを通じ、M字カーブに関する問題の解消を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	（平成23年度） 27.1%	37.0%

- 調査対象事業所（従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合（三重県内事業所賃金等実態調査）

施策

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業や経済社会の活性化ならびに個人・家庭生活の充実につながることなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性等について、普及啓発を行います。
- 育児・介護休業制度など、仕事と家庭の両立支援制度の普及を進めるとともに、企業等に対して、表彰制度や公共調達におけるインセンティブの付与等により、男性も女性も両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。
- 仕事と家庭生活の両立を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、関係機関と連携しながら、従業員100人以下の事業所に対する計画の策定およびその取組を働きかけます。
- 関係機関と連携しながら、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等両立を支援する制度の普及を促進します。
- 労働時間の短縮に向けて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減等働き方の見直しが進むよう、普及啓発を行います。
- 県が率先して総勤務時間の縮減に向けた取組を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 事業者および勤労者を対象に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」をテーマとしたセミナーを開催します。 （Ⅰ-4、Ⅱ-4、Ⅳ-1）	雇用経済部 環境生活部
イ 子どもの豊かな成長に関し、家庭の果たす役割について理解を深めるため「家庭の日」の普及・啓発を行います。（Ⅳ-1の再掲）	健康福祉部
ウ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、周知・啓発を行います。（Ⅰ-4、Ⅱ-4、Ⅲ-Ⅰ-1、Ⅳ-1）	健康福祉部

<p>エ 子どもたちに放課後の適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を設置・運営する市町を支援します。 (Ⅳ-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>オ 子育てと仕事の両立支援のため、保育ニーズに対応する取組への支援を行います。(Ⅳ-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>カ 育児・介護休業取得期間中の生活資金の貸付制度を周知し、必要な資金を貸し付けるとともに、育児・介護休業制度の利用促進を図ります。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>キ 多様な働き方を促進するため、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の導入状況等を把握し、企業と勤労者双方が実現可能な制度やシステム等の導入に向けた広報・啓発を行います。(Ⅲ-I-4の再掲)</p>	<p>雇用経済部 環境生活部</p>
<p>ク 医師・看護職員等の子育てと仕事の両立に向け、病院内保育所の設置に対して支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ケ 県立病院において院内保育所を設置し、看護師等の職業生活と家庭生活の両立を支援します。</p>	<p>病院事業庁</p>
<p>コ 労働時間の短縮や仕事と生活の調和のとれた働き方について啓発を行います。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>サ 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。(Ⅱ-3の再掲)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>シ 総合評価方式による公共工事の入札において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」などの評価を引き続き行うことにより、取組企業の拡大を図ります。(Ⅲ-I-2の再掲)</p>	<p>県土整備部</p>
<p>ス 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。 (Ⅲ-I-2の再掲)</p>	<p>出納局</p>
<p>セ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進のため、県が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組めます。(第3章-1)</p>	<p>総務部ほか 全部局</p>

Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

【家庭】 【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、自らの生き方を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、パートナーとして共に経営およびこれに関連する活動に参画しています。

これまでの取組の総括と課題

農山漁村地域における男女共同参画の推進のため、「三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標」に基づき、農業委員への女性登用促進、農村・漁村女性アドバイザーの認定、家族経営協定の締結推進等の取組を進めてきました。

農業委員への女性登用促進については、1農業委員会あたり、複数の女性登用を目指し、市町長等への働きかけを行いました。農山漁村の男女共同参画を推進するリーダーである、農村・漁村女性アドバイザーについては、新規認定を進めるとともに、研修の実施や活動を通じて、資質向上への支援を実施しました。家族経営協定の締結推進については、地域参画セミナーや農業者育成活動を通じてPRと協定締結に向けての支援を行いました。また、農業改良普及センター等による女性起業支援活動により、農山漁村地域の女性による起業活動が活発になってきています。

商工業分野においても、商工団体の女性部によるリーダーの養成や経営参画、起業の促進等の取組に対して支援を行いました。

これらの取組により、女性農業委員が増加するなどの進展がみられますが、農林水産業や商工業等の自営業において、男女がともに経営に主体的に関わっていく取組をより一層進めていくことが必要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値 (平成22年度)	目標値(平成27年度)
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	1.79人	2人

施策の方向

1 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進め、参画を妨げる固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行の是正を促進します。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、女性が果たしている役割を適正に評価して、経営や地域の方針決定の場への女性の参画の促進に向けた普及啓発を行います。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	（平成22年度） 1.79人	2人

- 施策**
- (1) 地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。
 - (2) 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。
 - (3) 農山漁村におけるパートナーシップ指標に定められた家族経営協定締結農家数や農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。また、農村・漁村女性アドバイザーの育成・支援を進めます。
 - (4) 市町、関係団体に対して、女性の参画目標の策定を推奨するなど、方針決定の場への女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。
 - (5) 女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上を図るための研修を行います。
 - (6) 女性リーダーを育成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談体制の充実を図ります。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 地域における男女の固定的役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、普及・啓発を行います。	環境生活部 農林水産部
イ 各農業委員会における女性農業委員の複数登用に向け、市町に対して働きかけを行います。（Ⅰ-3）	環境生活部 農林水産部
ウ 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。	農林水産部
エ 農業委員会や農業・漁業協同組合役員等への女性登用のための意識啓発を行います。	農林水産部
オ 農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けて、経営能力・生産技術等の向上を図る研修を実施します。（Ⅲ-Ⅱ-2の再掲）	農林水産部
カ 農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、育成・支援を進めるとともに、その知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。（Ⅲ-Ⅱ-2の再掲）	農林水産部
キ 農山漁村女性団体間の交流・連携を進め、女性の社会参画を共通的な問題として提起します。	農林水産部
ク 市町や商工団体等の関係団体に対し、方針決定の場への女性の登用が進むよう働きかけます。	環境生活部 雇用経済部

ケ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。（Ⅲ-Ⅱ-2の再掲）	雇用経済部
---	-------

施策の方向

2 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上を図ります。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
新たに農業経営計画を策定・実践する女性農業者数（累計）	—	60人

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
漁村女性アドバイザー等への研修会開催数	2回	2回

施策

- (1) 女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。
- (2) 市町や関係団体に対し、技術・経営管理能力の向上等の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。
- (3) 団体等が実施する女性の技術・経営管理能力の向上等を図る取組を支援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 農業、水産業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けて、経営能力・生産技術等の向上を図る研修を実施します。（Ⅲ-Ⅱ-1）	農林水産部
イ 農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、育成・支援を進めるとともに、その知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。（Ⅲ-Ⅱ-1）	農林水産部
ウ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。（Ⅲ-Ⅱ-1、Ⅲ-Ⅱ-4）	雇用経済部
エ 関係団体に対し、生産や経営に関する技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。	雇用経済部

施策の方向

3 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

男女がその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

また、男女が事業活動と家庭生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく多様な社会活動ができるように、環境整備を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
家族経営協定締結農家数	（平成22年度） 309	350

- ・ 家族経営協定を文書により締結している農家数および漁家数

施策

- （1）各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。
- （2）農林水産業、商工業等に携わる人々へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が普及するよう啓発を行います。
- （3）酪農ヘルパー制度などの労働力補完システムの利用促進を図ります。
- （4）農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定の締結を推進します。	農林水産部
イ 適切な労働時間や休日の確保等就業環境を整備するため、酪農ヘルパー制度の利用を促進します。	農林水産部
ウ 農業・漁業協同組合、森林組合の正組合員の女性割合を把握し、自営業における家族従業者の経営への参画を促進していきます。	農林水産部
エ 農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めます。	環境生活部

施策の方向

4 起業家等に対する支援

男女の起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
女性起業数	（平成22年度） 20 経営体	25 経営体

- ・ 農村女性による農林漁業関連の起業活動について、年間販売金額1千万円以上の経営体数

施策

- (1) 起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。
- (2) 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- (3) 起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。
- (4) 農林水産業に就こうとする人びとに対し、情報提供や職業体験の機会の提供を行うなど支援に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。	雇用経済部
イ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。（Ⅲ-Ⅱ-2の再掲）	雇用経済部
ウ 農山漁村の女性が起業しやすいよう支援するとともに、取組事例の紹介や各種支援制度の情報提供を行います。	農林水産部
エ 女性の社会参画の気運醸成やその支援を啓発するため、セミナー等を開催します。（Ⅰ-6の再掲）	環境生活部
オ 社会参画を希望する女性のため、支援機関の情報や活用の方法等を掲載した総合サイトによる支援情報の一元化を図ります。（第3章-8の再掲）	環境生活部
カ 意欲のある女性等の就労をはじめとする社会参画を支援するため、関係機関と連携して、情報提供や相談などの必要な支援を行います。（Ⅲ-Ⅰ-4の再掲）	環境生活部
キ 農林水産業に就こうとする人びとに対し、情報提供や職業体験の機会の提供を行います。	農林水産部
ク 女性や企業OB、高齢者といった未就労人材が取り組む、個々の経験や能力、知識を活用した地域の課題を解決するコミュニティビジネス、ITや映像の活用による産業分類にない高付加価値なサービス業といったニュービジネスの創出を支援します。	雇用経済部

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。また、地域づくりや防災、環境保全、観光振興等の地域活動にも、男女が共に参画するとともに、多様な主体の協働により、活動が進められています。

【家庭】

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活を営んでいます。
- 男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

【働く場】

- 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が社会全体に浸透し、多様な働き方が選択できる職場環境が整っています。

これまでの取組の総括と課題

家庭・地域における男女共同参画の推進のため、市町、企業等と連携・協働しながら、「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施する等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図りました。また、地域における子育ての相互扶助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進やニーズに対応した多様な保育サービスの支援等の子育て支援に取り組むとともに、高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域包括支援センターの運営支援や介護支援専門員の育成等の介護を支援する環境整備を進めてきました。

男女共同参画の視点で地域づくりを支援するため、市町、団体等と連携・協働しながら、男性の家庭・地域等への参画を啓発する講座や地域で活躍できる女性の人材育成を目的とした講座を実施する等の取組を行いました。また、防災や観光の分野でも、男女共同参画の推進につながる新たな取組が進められました。

しかし、平成21年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、育児や介護等の多くを依然として女性が担っている現状があります。子育てや介護については、多様化する家族の形態や個々のライフスタイルの変化等に伴うニーズに的確に対応するとともに、子育てや介護を地域や社会全体で支援していく気運と仕組みづくりが必要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値 (平成23年度)	目標値(平成27年度)
自治会長の女性割合	2.5%	3.0%

- 地方自治法第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(例：自治会、町内会等)の代表者に占める女性の割合

施策の方向

1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、地域、職場などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
「家庭の日」協力事業所数	—	2,000

- ・ 家族の絆を深めるために、「家庭の日」を活用して事業者が従業員へ家族の絆の大切さの啓発等を行っている事業所数

施策

- (1) 労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しに合わせて、家庭や地域における生活の大切さについて、社会的気運を高めるため普及啓発を行います。
- (2) 子育て、介護、家事等の家庭における活動について、男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識および社会全体でそれらを支援する意識を高めるため、普及啓発を行います。その際、男性の理解が促進されるよう工夫します。
また、学校教育、生涯学習を通じた普及啓発の取組を進めます。
- (3) 育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用するよう普及啓発を進めます。
- (4) 育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 子どもの豊かな成長に関し、家庭の果たす役割について理解を深めるため「家庭の日」の普及・啓発を行います。（Ⅲ－I－5）	健康福祉部
イ 家庭や地域における生活の大切さについて、フォーラムの開催、パンフレットの作成等を通じて普及・啓発を行います。	環境生活部
ウ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（Ⅱ－1の再掲）	環境生活部
エ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を検討し、男性参加者の増加に向けた積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（Ⅱ－1の再掲）	環境生活部
オ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章－7の再掲）	環境生活部
カ 事業者および勤労者を対象に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」をテーマとしたセミナーを開催します。（Ⅲ－I－5の再掲）	雇用経済部 環境生活部

キ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(IV-4の再掲)	環境生活部
ク 休日・夜間に小児科医師が対応する健康電話相談を実施します。(IV-2の再掲)	健康福祉部
ケ 総合教育センターの相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、子どもの心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。(IV-2の再掲)	教育委員会
コ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、周知・啓発を行います。(Ⅲ-I-5の再掲)	健康福祉部

施策の方向

2 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実を支援します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値(平成27年度)
◎低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数	(平成23年度) 11,962人	12,950人

- ・ 入所待機となりがちな低年齢児(0~2歳)の保育所利用児童数

施策

- (1) 地域子育て支援拠点施設の育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルの育成活動を支援します。
- (2) 電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談体制を充実します。
- (3) 家庭や地域の多様なニーズに対応できるよう、低年齢児保育、延長保育、一時保育(一時預り事業)、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を支援します。
- (4) 市町の放課後子どもプランによる放課後対策事業(放課後子ども教室や放課後児童クラブなどの取組)の推進のため、市町、関係者に対し支援を行います。
- (5) 地域における子育ての相互援助活動として行われるファミリー・サポート・センターの充実を支援します。
- (6) 地域における子ども・若者の豊かな成長を支援する活動を推進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 地域における子育て支援の中核となる地域子育て支援センターの運営を補助し、子育て家庭の交流、相談事業活動を行う市町を支援します。	健康福祉部

<p>イ 地域子育て支援センターの機能が十分発揮できるよう、人材の育成、情報収集・発信、地域子育て支援センター間の知識や技術の交流促進などを行う、子育て情報交流センターの活動を充実します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ウ 子育て中の親が、グループで交流しながら、親の役割や子育てについて、学んだり気づいたりできる参加型教材の活用を進めます。(Ⅱ-3)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>エ 休日・夜間に小児科医師が対応する健康電話相談を実施します。(Ⅳ-1)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>オ 市町が行う子育て、児童相談について、その相談体制等を支援します。また、児童相談所は心理学的検査、精神医学上の判定など専門的な支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>カ 市町が行う母子保健事業が適切に実施できるよう、健やか親子支援事業を通じ、市町間の連絡調整、技術的助言に努めます。(Ⅴ-I-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>キ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。(Ⅴ-II-1の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ク 総合教育センターの相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、子どもの心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。(Ⅳ-1)</p>	<p>教育委員会</p>
<p>ケ 障がいのある乳幼児、児童生徒およびその保護者に対して、早期から一貫した支援を行うことができるよう、相談支援体制づくりを推進する市町を支援します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>コ 幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごすことができる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して、助成を行います。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>サ 子育てと仕事の両立支援のため、保育ニーズに対応する取組への支援を行います。(Ⅲ-I-5)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>シ 仕事と家庭の両立支援および地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの機能の強化に向け市町への働きかけを行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ス 子どもたちに放課後の適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を設置・運営する市町を支援します。(Ⅲ-I-5)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>セ 「三重県子ども条例」の推進をはじめとする次世代育成支援の取組、地域の団体と企業による「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動等を通じて、子どもたちや子育て家庭を社会全体でささえあう気運の醸成や意識の浸透を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>

施策の方向

3 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と円滑な運営が行われるよう支援するとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	（平成22年度） 2,240人	0人

- ・ 県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数

施策

- (1) 介護保険制度、介護サービス、介護事業者のサービス内容、各種施設等の情報を積極的に提供します。
- (2) 介護サービスについての県民からの苦情・相談に的確に対応するとともに、市町が介護保険制度を円滑に運営できるように支援します。
- (3) 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた家庭・地域で生活できるよう在宅サービスの充実を支援します。また、施設サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備を支援します。
- (4) 一人ひとりの尊厳に配慮した介護が行われるなど、介護サービスの質の向上を図ります。そのため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。
- (5) 市町に設置されている地域包括支援センターを中心に、介護予防の推進、高齢者やその家族への相談体制の整備などの取組が、地域全体で行えるよう支援します。
- (6) 総合的な認知症対策を推進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 介護サービス事業者、介護保険施設等の情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。（V-I-3）	健康福祉部
イ 「三重県高齢者福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」について、平成24（2012）年度からの新しい計画を策定します。	健康福祉部
ウ 「三重県高齢者福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を図るため、施設サービス等の基盤整備を支援します。（V-I-3）	健康福祉部
エ 地域包括ケアを推進するため、その中核となる地域包括支援センターの機能強化を支援します。	健康福祉部
オ 介護保険の保険者である市町および広域連合が介護保険制度を円滑に運営できるよう支援します。	健康福祉部
カ 三重県国民健康保険団体連合会等により、介護に対する苦情や相談に対	健康福祉部

応するとともに、苦情・事故発生時の対応マニュアルを活用して、市町が行う相談・苦情処理に対する支援を行います。	
キ 家庭環境等の理由により自宅で生活が困難な高齢者のための軽費老人ホームの運営を支援します。	健康福祉部
ク 介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するため、介護支援専門員受講試験および実務研修を実施します。	健康福祉部
ケ 介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員に対する研修を実施します。	健康福祉部
コ 介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員等の研修、身体拘束廃止の推進等を行います。	健康福祉部
サ 利用者の視点に立った質の高い介護サービスを提供できる人材育成を進めます。	健康福祉部
シ 地域における高齢者虐待の防止を支援するために市町職員等の研修および事例検討会等を実施します。	健康福祉部
ス 要介護状態になることを予防するために、市町が行う介護予防教室などの取組について支援します。	健康福祉部
セ 認知症の人やその家族に対する支援等のため、認知症を正しく理解するための啓発や、予防から医療、見守り、相談等の総合的な取組を進めます。	健康福祉部
ソ 各障害保健福祉圏域に設置している総合相談支援センターにおいて、障がい者の相談支援を行います。（V-I-3の再掲）	健康福祉部

施策の方向

4 地域活動における男女共同参画の促進

地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動において、男女共同参画が促進されるよう努めます。また、NPO、ボランティア等の活動を支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
女性消防団員数	（平成23年度） 375人	400人

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎地域の活動などに参加している住民の割合	（平成23年度） 33.6%	40.0%

- ・ e-モニターを活用した調査で、地域の活動への参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合いで参加している」と答えた人の割合

施策

- (1) 地域において住民や市町等と協働し、男女共同参画が促進されるよう普及啓発を行います。
- (2) 多様な主体が協働するとともに男女共同参画の視点を持って地域づくりが推進されるよう努めます。
- (3) 防災や観光振興等の活動において、男女共同参画の視点もふまえニーズ把握や方針決定が行われるなど、男女共同参画が促進されるよう努めます。
- (4) 男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーチェアの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。
- (5) NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。

事業内容等	事業内容	担当部局
ア	県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。(Ⅱ-1の再掲)	環境生活部
イ	男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。(第3章-7の再掲)	環境生活部
ウ	県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(Ⅰ-5、Ⅱ-3、Ⅳ-1、第3章-6、第3章-7)	環境生活部
エ	男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーチェアの設置など、ソフト・ハード両面での環境整備を促進します。	環境生活部ほか全部局
オ	住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。(Ⅰ-5、Ⅱ-3)	環境生活部
カ	地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携・協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。(Ⅰ-5の再掲)	環境生活部
キ	県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の多様な主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(第3章-6、第3章-7)	環境生活部
ク	みえ市民活動ボランティアセンターの機能の充実や市民活動に関する情報誌・ホームページの充実等により県民の主体的な社会参画活動の活発化、多種・多様化を支援・促進します。	環境生活部

<p>ケ 県民が、ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアの養成等を実施するボランティアセンター（県・市町）の活動を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>コ さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。 （V-I-3の再掲）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>サ ユニバーサルデザインに配慮された商業施設や公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。（V-I-3の再掲）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>シ 男女共同参画の視点をふまえた地域づくりが推進されるよう、市町と連携しながらその取組を支援します。（I-5）</p>	<p>地域連携部</p>
<p>ス 男女がともに参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上を図ります。（I-5）</p>	<p>防災対策部</p>
<p>セ 災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）への対応や女性への配慮をふまえ、避難所運営マニュアルを改訂します。 （I-5）</p>	<p>防災対策部</p>
<p>ソ 男女共同参画の視点をふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。（I-5）</p>	<p>雇用経済部</p>

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- 生涯にわたって健康で過ごすための支援、本人や家族が病気になったり介護が必要になったときの支援、生活上の困難に直面する人への支援およびその他の生活支援が充実しています。

【家庭】

- 一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

【働く場】

- 働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

これまでの取組の総括と課題

三重の健康づくり総合計画に基づき、健康づくりに関する普及啓発などの県民健康づくりに取り組みました。また、治療重視の医療から生活習慣病の重症化予防を重視した国の医療制度改革をふまえ、メタボリックシンドロームや糖尿病等の重点的な取組に関する項目を追加する計画の更新を行いました。

性と生殖に関する健康支援の充実については、男女共同参画センター「フレンテみえ」における「女性のための健康相談」や「不妊専門相談センター」における相談を実施したほか、周産期医療体制の整備促進を図りました。

自立のための生活支援については、高齢者や障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう、バリアフリー化などの生活環境の整備を推進するとともに、高齢者やひとり親家庭、障がい者等に対する就労支援や経済的な支援などを実施しました。単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりがみられることから、実態に応じた柔軟で的確な支援が必要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値		目標値（平成27年度）	
	（平成22年）		（平成26年）	
◎健康寿命	男77.1歳	女80.4歳	男78.1歳	女81.5歳

- 国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

施策の方向

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	（平成21年度） 乳がん14.0% 子宮頸がん19.0% 大腸がん18.2%	（平成26年度） 乳がん35.0% 子宮頸がん35.0% 大腸がん35.0%

- ・ 乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率（厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）

施策

- (1) 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、市町や関係団体、NPO等との協働により、普及啓発、環境の整備などを推進します。
- (2) 就業者およびその家族の健康管理が促進されるよう取組を進めます。
- (3) 幼少期から老年期に至るまで、人生の各段階に応じたこころの健康づくりに関する取組を行います。また、自殺対策についても、進めます。
- (4) 県民の多様化したスポーツニーズに応え、誰もが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。
- (5) 性差に応じた的確な医療を受けることができるよう、情報提供や環境づくりを進めます。
- (6) 乳がん、子宮がん等の検診の受診促進、ワクチン接種による子宮頸がん予防対策の啓発等、女性の健康づくりを進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町や関係団体、NPO等との協働により推進するとともに、職場における健康づくりが推進されるよう、積極的な取組を行っている事業所を公表します。	健康福祉部
イ 市町、事業所、学校、NPO、医師会等の関係機関に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを行います。	健康福祉部
ウ 健康づくりに関する県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めた「三重県健康づくり推進条例」に基づき、各種事業を展開します。	健康福祉部
エ 栄養、運動、たばこなど、身近な課題や歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなどに対して、より効果的な事業を実施します。	健康福祉部
オ 健康的な食生活を確立するため、ライフステージに応じた食育を進めます。	健康福祉部
カ 各市町の地域特性や健康課題の把握に努め、生活習慣病予防に必要なデータの提供などを進めます。	健康福祉部
キ こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域全体でうつ・自殺予防対策を進めていくための体制を整備し	健康福祉部

ます。	
ク 県立学校の体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。	教育委員会
ケ 県民が、地域の拠点施設等で、複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブに参加し、活動できるよう、その創設や指導者育成等を支援します。	地域連携部
コ 県民に幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる場を提供し、生涯にわたり健康でいきいきしたスポーツライフを実現できるよう、「みえスポーツフェスティバル」を開催します。	地域連携部

施策の方向

2 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育、普及啓発を行うとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう健康支援を充実します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎三重県不妊専門相談センターへの相談件数	（平成22年度） 158件	220件

- ・ 三重県不妊専門相談センターで不妊に悩む夫婦やその家族からの相談に対応した件数

施策

- (1) 家庭・地域の理解を得ながら、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識と理解を深めるための教育を実施します。
そのため、指導内容、方法等について教員に対する研修を充実します。
- (2) 避妊、性感染症に対する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及啓発を進めるとともに、家庭・地域において性に関する健康の重要性について学習することができる機会の充実を図ります。
- (3) 安全安心な妊娠・出産を確保するため、母子保健サービスの充実を支援するとともに、周産期医療体制の充実を図ります。
- (4) 不妊による悩みを抱える男女に対して、相談をはじめとした支援を充実するとともに、医療機関や治療法を選択することができるよう情報を提供します。
- (5) 地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、産婦人科医師や小児科医師の確保など体制整備を促進します。また、産婦人科医師との連携を進めるなどして助産師の活用促進を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 各学校において、子どもや地域の実態に応じた性に関する指導が実施されるよう、市町等教育委員会と協力し、専門医等を派遣するなどして支援を進めます。	教育委員会

イ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、公立大学法人三重県立看護大学助産師等の協力を得て、女性のための健康相談を実施します。	環境生活部
ウ 心身ともに発達が著しい思春期において、子どもが自ら健康管理ができるように、学校、家庭、地域等が連携して、健康教育や健康相談の充実を図ります。	教育委員会
エ 「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、安全で安心して妊娠・出産できる環境をつくとともに、妊産婦のメンタルヘルスや不妊相談等の支援をします。	健康福祉部
オ 妊娠から出産、乳幼児に至るまで継続的な支援ができるよう、医療および保健等関係機関の連携強化を図るとともに、周産期医療体制の整備を進めます。	健康福祉部
カ 市町が行う母子保健事業が適切に実施できるよう、健やか親子支援事業を通じ、市町間の連絡調整に努めます。(IV-2)	健康福祉部
キ 不妊に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において検査や医療などの情報提供を行うとともに、「特定不妊治療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。	健康福祉部
ク ヘキ地等で勤務する医師および小児科、産婦人科など医師の不足・偏在解消に向けた取組を進めます。	健康福祉部
ケ 医療機関等に勤務する看護師や助産師を確保するため、再就業の促進、病院内保育に対する支援、新卒の看護職員の定着促進等に取り組みます。	健康福祉部

施策の方向

3 自立のための生活支援

高齢者、母子・父子などのひとり親世帯、障がい者、外国人住民など、生活上の困難に直面する男女に対する支援を充実します。

また、高齢者、障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。

目標

目標項目	現状値	目標値(平成27年度)
◎ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	(平成23年度) 36人	1,000人

- ・ひとり親家庭の親同士の話し合いや情報交換の場に参加した人数

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎総合相談支援センターへの登録者数	（平成22年度） 4,650人	5,750人

- ・ 障害保健福祉圏域ごとに設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数

施策

- （1）高齢者、障がい者、外国人住民等に対する就業支援を行います。
- （2）高齢者、障がい者、外国人住民等に対し、生活支援のための相談事業を実施するとともに、市町やNPO等と連携しながら、それぞれに対する支援の充実に努めます。
- （3）「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対し、就業支援や子育て支援、経済的支援などを実施します。また、これらの支援策の周知とともに、相談機能の充実を図り、ひとり親家庭等に対する総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。
- （4）高齢者の安否確認のための市町や住民等の取組を支援、促進します。
- （5）ニート、引きこもり等困難な状況に置かれた若者の自立に向けた取組を推進します。
- （6）高齢者等が悪質商法の被害を受けないよう消費生活に関する研修会の実施や情報提供などの被害防止対策を推進します。
- （7）県内の官公庁施設や商業施設など、不特定多数の人が利用する公共的施設において、段差の解消や階段の手すり設置等のバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。（IV-4）	健康福祉部
イ ユニバーサルデザインに配慮された商業施設や公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。（IV-4）	健康福祉部
ウ 既存県営住宅の床段差解消など福祉型改善を行います。	県土整備部
エ 各地域庁舎について、バリアフリー対策を実施するとともに、その他の県有施設についても、既存県有施設バリアフリー対策指針に基づき対策を実施します。	総務部 県土整備部
オ 県立学校の施設について、時代のニーズにあったバリアフリー化などの改修工事を行います。	教育委員会
カ 住宅のバリアフリー化等を促進するため、バリアフリー分野のアドバイザーを養成し人材バンクに登録することや情報提供を行います。	県土整備部
キ 高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅について、民間事業者や市町に対して働きかけ等を行い、居住水準の向上をめざした公的住宅の供給を促進します。	県土整備部

<p>ク 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとする高齢者団体を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ケ 介護サービス事業者、介護保険施設等の情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。(IV-3の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>コ 「三重県高齢者福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を図るため、施設サービス等の基盤整備を支援します。(IV-3の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>サ 高齢者ができる限り在宅で暮らせるよう、市町が行う住宅改造等の支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>シ 高齢者がスムーズに就労できるよう、就職面接会などを開催します。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>ス 補装具の修理・交付、給付等を実施する市町に助成します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>セ 在宅の障がい児(者)に居宅生活支援(ホームヘルプ、児童デイサービス、短期入所)を実施する市町に対し、補助を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ソ 重症心身障がい児(者)に日常生活動作、運動機能訓練、療育を行い、運動機能等の低下を防止し、在宅の福祉の増進を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>タ グループホーム・ケアホームの設置を促進し、障がい者が地域で生活ができるように環境整備を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>チ 心身障がい児のための通園事業を実施し、日常生活における基本動作の指導および集団生活への適応訓練等を行い、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ツ 在宅の心身障がい児(者)を介護している家族が疾病等によって介護が困難な場合に、一時的に施設に保護します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>テ 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学習指導や自立支援を行うため、地域の福祉・医療等の関係機関との連携や保護者への窓口の役割を担う特別支援教育コーディネーターを育成します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>ト 障がい者等の就職を促進するため、就業を目的とした職業訓練を民間企業等への委託実施により、職業訓練機会を提供します。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>ナ 障がい者を対象にOA事務等に関する職業訓練を実施し、就業を支援します。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>ニ 各障害保健福祉圏域に設置している総合相談支援センターにおいて、障がい者の相談支援を行います。(IV-3)</p>	<p>健康福祉部</p>

<p>ヌ 障がい者の就労を支援すべく就労サポート事業、県庁舎における職場実習事業、共同受注窓口事業、社会的事業所事業を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ネ 障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業所等を整備することにより、一般就労を希望する障がい者を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ノ 特別支援学校の生徒が企業就労できるように、一人ひとりの特性に応じた職場実習の拡充に取り組みます。 また、地域の労働・福祉・教育の各関係機関のネットワークにより、円滑に就労できるよう支援します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>ハ ひきこもりの予防や長期化の防止に向け、相談体制の充実、合同研修会の開催などにより関係機関との連携を強化します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ヒ 就職等の自立に課題をかかえる若者無業者に対してNPO等の支援機関が連携して包括的な支援を行います。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>フ 母子自立支援員を設置し、母子家庭の母および寡婦等に対し、身上相談に応じ、自立に必要な支援を行います。また、父子家庭に対しても必要な支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ヘ 母子家庭および寡婦が安定した生活を営むことができるように、必要な資金の貸付や相談等による支援を行うとともに、就労支援対策を実施し、自立の促進を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ホ 一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、父子家庭または寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護および保育等を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>マ 児童養護施設入所児童に対し、児童相談所と施設が協議しながら自立支援の視点に立った指導の充実を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ミ 児童養護施設、母子生活支援施設等に心理療法職員を配置し、入所児童等の心のケアを行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ム 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対する相談支援体制、医療費の助成などの経済的支援策、養育費の確保策等の総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>メ 県営住宅の入居抽選にあたって、母子、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。 (V-II-2)</p>	<p>県土整備部</p>
<p>モ 外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めるため、県民一人ひとり、NPO、企業、市町など多様な主体と連携・協働し、多言語での情報提供、日本語指導ボランティアの育成や活用、やさしい日本語の普及、多文化共生の啓発などに取り組みます。(II-6の再掲)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ヤ 外国籍DV被害者に対し、通訳を確保し迅速な相談支援を行います。 (V-II-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>

ユ 消費生活に関する研修会の実施や情報提供により、高齢者等の悪質商法による被害の防止対策を進めます。	環境生活部
--	-------

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が浸透しています。また、防止、相談、保護、支援体制が整備されています。

【家庭】

- ・ 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

【働く場】

- ・ セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

これまでの取組の総括と課題

平成21年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、配偶者からの暴力の防止および被害者保護・支援の一層の推進を図るため、取組を進めるとともに、平成23年3月に同計画を見直し、数値目標の追加・修正等を行いました。

DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという社会意識を形成するためのセミナーの開催や、加害者に気づかれずに相談機関を利用できるよう配慮した名刺サイズのカード型「DV相談機関一覧」の作成、また「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にさまざまな機会を通じて広報・啓発を行いました。

「配偶者からの暴力防止等連絡会議」や地域における「地域配偶者等暴力防止会議」など、関係機関相互の情報共有や連携強化を図りました。また、県内の女性相談員等の資質向上を図るため、研修会を開催するとともに、男女共同参画センター「フレンテみえ」で電話相談、面接相談を実施するなど、相談・被害者支援の体制を整備しました。

平成21年度に県が実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、DVをだれかに打ち明けたり、相談した経験の有無については、48.9%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、引き続き、意識啓発や相談支援体制の周知などを図ることが必要です。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	（平成23年度） 12ヶ所	24ヶ所

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、県、市町および関係機関が、街頭での一斉啓発を含む多様な啓発を行った箇所数

施策の方向

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない意識の浸透を図るため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、意識啓発を行い相談支援制度・体制の周知を図り、被害

の潜在化を防ぐとともに、相談支援体制を充実し、関係機関の連携強化等により、切れ目のない被害者支援を進めます。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数 （県DV防止会議）	（平成22年度） 年1回	年1回

施策

- (1) 性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するため、調査を実施します。
- (2) 男女共同参画、人権尊重についての意識の普及と教育の推進を図るとともに、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため、周知・啓発を行います。
- (3) 各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行い、被害者等に対する情報提供を充実します。
- (4) 関係機関相互の連携組織を通じて、発見、通報のための環境づくり、相談、援助体制の強化を図ります。
- (5) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、被害者やその家族に対する支援、援助を実施します。
- (6) 相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- (7) 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。
- (8) 加害者更生プログラムについて、再発防止のため、国等における調査研究状況の把握に努め、有効性を勘案し、施策への反映を検討します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」等により、性別に基づく暴力や性的いやがらせの現状について調査します。	環境生活部
イ 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。（V-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部
ウ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。（V-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部
エ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理判定職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。（V-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部
オ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関する電話相談・面接相談等を実施します。（V-Ⅱ-2、V-Ⅱ-3）	環境生活部
カ 各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。（V-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部

キ 配偶者暴力相談支援センターの設置など、市町におけるDV対策が促進されるよう、会議、研修等を実施することにより市町を支援します。	健康福祉部
ク 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」について、関係機関と連携のうえ、推進していきます。（V-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部
ケ 三重県犯罪被害者支援連絡協議会の活性化を図るなど、相談機関相互の連携、強化に努めます。	警察本部
コ 犯罪被害者支援のための民間支援団体「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」と連携し、被害者やその家族に対する支援、援助業務を展開するとともに、各種講習会、研修会を通じて関係機関・団体との意見交換を実施します。	警察本部
サ 相談や支援に携わる職員の能力向上を図るため、職場における研修を充実させるとともに、各種研修会等への参加を促進し、専門知識・技術の修得に努めます。また、相談対応時における二次被害の防止に向け、人権擁護機関と密接な連携を図りながら、研修の充実に努めます。	環境生活部 健康福祉部 警察本部
シ 「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」や「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）」をはじめ、さまざまな機会を通じた広報・啓発活動を行います。	環境生活部 健康福祉部 警察本部
ス 各種広報誌やポスター、パンフレット等をはじめ、様々な媒体を活用して相談窓口の利用促進や各種支援制度に関する情報提供を行います。	環境生活部 健康福祉部
セ 女性に対する暴力防止セミナー等の開催を通じて、DVをはじめとするあらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、許されないものであるという意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。（V-Ⅱ-2の再掲）	環境生活部
ソ 県警だより、ミニ広報誌等の警察広報媒体のほか、各種広報媒体を活用し、相談窓口の紹介や利用促進、各種支援制度に関する情報提供など県民への広報・啓発活動を行います。	警察本部
タ 自分の現在の状況がDV被害にあっていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。（V-Ⅱ-2の再掲）	環境生活部
チ 若年男女間の暴力（いわゆるデートDV）防止に向け、教員が正しい知識を習得する機会を設けるとともに、児童生徒に対する意識啓発を行います。（V-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部 教育委員会
ツ 人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、県民人権講座の開催や企業向けの研修教材の提	環境生活部

<p>供など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。 (Ⅱ-1の再掲)</p>	
<p>テ 地域におけるあらゆる活動が、人権の視点をベースとして展開されていくよう、地域が主体となって「人権が尊重されるまちづくり」活動を支援します。(Ⅱ-1の再掲)</p>	環境生活部
<p>ト 三重県人権センターにおいて人権相談を実施するとともに、人権相談ネットワーク会議を設け、人権相談に係る意見、情報の交換や連絡調整などの連携を図ります。</p>	環境生活部
<p>ナ 人権に配慮した相談対応ができるよう民間相談機関相談員および行政相談機関相談員が互いに交流する機会を設けるとともに、スキルアップを図るための研修会を開催し、地域住民の身近な人権相談に対応できるよう、人権相談体制の充実を図ります。</p>	環境生活部
<p>ニ 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。</p>	警察本部
<p>ヌ 加害者更生プログラムについて、国や他都道府県の状況把握に努めます。</p>	健康福祉部
<p>ネ DVと児童虐待との関連を重視し、被害者および子どもの最善の利益のため、女性相談所と児童相談所の連携をより強化することにより、総合的な支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>ノ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。(Ⅳ-2)</p>	健康福祉部
<p>ハ 各市町に要保護児童・DV対策協議会を設置し、子どもへの支援体制の整備・強化を図ります。</p>	健康福祉部
<p>ヒ 「少年相談110番」をはじめとした少年相談活動を推進するほか、関係機関・団体と連携し、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する支援を行います。</p>	警察本部

施策の方向

2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づいて、保健・福祉・医療・警察等関係機関の連携を図り、市町をはじめとした各地域におけるDV対策の促進に向け支援を行いながら、総合的な取組を進めます。

また、一時保護委託等の被害者の保護体制、その後の心理的支援をはじめとする自立支援のための体制づくりを進めます。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	（平成23年度） 12ヶ所	24ヶ所

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、県、市町および関係機関が、街頭での一斉啓発を含む多様な啓発を行った箇所数

施策

- (1) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、相談や心理的支援、被害者およびその家族の一時保護、情報提供、通訳体制などの機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を強化します。
- (2) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の通報連絡体制を強化し、被害者の安全確保を図りながら、必要に応じて一時保護、施設入所等の支援、加害者対応を行います。
- (3) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、福祉事務所、児童相談センターなど関係機関相互の連携を強化し、DVと児童虐待の関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。
- (4) 市町における取組が促進され、DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援に、多様な主体が取り組み、連携を図りながら、地域におけるDV対策が充実されるよう支援します。
- (5) 相談機関の相互の調整を図りながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。
- (6) 被害者の保護・支援等を行うNPO等の民間団体と十分な連携を図り、多様な被害者支援の枠組みを構築するシステムづくりを行います。
- (7) 関係機関と連携しつつ、若年層における「デートDV」の相談体制の整備を進めるとともに、その防止および将来的なDVの未然防止に向けて、若年層を対象としたDVを予防するための啓発等を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。（Ⅳ-Ⅱ-1）	健康福祉部
イ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理判定職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。（Ⅴ-Ⅱ-1、Ⅴ-Ⅱ-4）	健康福祉部
ウ 女性相談所において、配偶者による暴力の被害者など緊急に保護を要する女性を一時保護し、身柄の安全を確保します。	健康福祉部
エ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。（Ⅴ-Ⅱ-1、Ⅴ-Ⅱ-4）	健康福祉部
オ 外国籍DV被害者に対し、通訳を確保し迅速な相談支援を行います。（Ⅴ-Ⅰ-3）	健康福祉部

<p>カ DV被害者の住居確保に向けた支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援などの自立支援を行います。また、被害者がおかれている状況に応じて、生活保護制度や福祉貸付資金等の各種自立支援施策の適切な運用を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>キ 各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。(V-Ⅱ-1)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ク 県営住宅の入居抽選にあたって、母子、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。(V-I-3の再掲)</p>	<p>県土整備部</p>
<p>ケ 「配偶者からの暴力防止等連絡会議」等の場において、保護命令等に関する情報交換を実施します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>コ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関する電話相談・面接相談等を実施します。(V-Ⅱ-1の再掲)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>サ 三重県人権センターにおいて、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリングを行います。(V-Ⅱ-3)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>シ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」について、関係機関と連携のうえ、推進していきます。(V-Ⅱ-1)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ス 女性に対する暴力防止セミナー等の開催を通じて、DVをはじめとするあらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、許されないものであるという意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。(V-Ⅱ-1)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>セ 自分の現在の状況がDV被害にあっていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。(V-Ⅱ-1、第3章-7)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ソ 若年男女間の暴力(いわゆるデートDV)防止に向け、教員が正しい知識を習得する機会を設けるとともに、児童生徒に対する意識啓発を行います。(V-Ⅱ-1)</p>	<p>健康福祉部 教育委員会</p>
<p>タ 各種広報媒体(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等)を通じ、DV被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。</p>	<p>警察本部</p>

施策の方向

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる事業所の割合	（平成23年度） 69.4%	75.0%

- ・ セクシュアル・ハラスメント対策（研修会、相談窓口の設置等）に取り組んでいる企業の割合（三重県内事業所賃金等実態調査）

施策

- （1）セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を行います。
- （2）事業者等に対して、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう、関係機関との連携を図りながら、相談、啓発を行います。
- （3）行政機関や学校等教育機関において、セクシャル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。
- （4）地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を充実します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止のため、普及啓発を行います。	雇用経済部
イ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。（Ⅲ-I-2の再掲）	雇用経済部 環境生活部
ウ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関する電話相談、面接相談等を実施します。（V-II-1の再掲）	環境生活部
エ 三重県人権センターにおいて、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリングを行います。（V-II-2の再掲）	環境生活部
オ 勤労者からの労働に関する相談窓口を設置し相談業務を行います。	雇用経済部
カ セクシュアル・ハラスメントを防止するために、インターネットを利用した「ネットDE研修」なども活用しながら職場での研修を進め、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを行います。	教育委員会
キ 総合教育センターにおいて、児童生徒や教職員を対象としたセクシ	教育委員会

ル・ハラスメントに関する教育相談を行います。	
ク セクシュアル・ハラスメント等のない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知に努め、相談員等による相談・助言を行います。（第3章-1の再掲）	総務部
ケ セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりの必要性と防止について各学校へ周知徹底するとともに、相談窓口を設置し、その周知を図ります。（第3章-1の再掲）	教育委員会

施策の方向

4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等に対する取組を推進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎犯罪被害者等支援の理解者数	（平成22年度） 1,726人	3,500人

- 「命の大切さを学ぶ教室」の受講者（中学生・高校生・大学生）に対するアンケート調査において、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた旨回答した人数

施策

- （1）行政、学校、家庭、地域や関係団体が連携を強化し、有害な環境から青少年を守るための取組を、地域社会全体で一層推進します。
- （2）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとした関係機関との連携を図り、社会全体での被害者支援について意識啓発を図りながら、防止対策の普及を進めるとともに、被害者の相談支援体制の整備を進めます。
- （3）「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めます。
- （4）児童買春、児童ポルノ事犯等の被害防止および取締りを徹底するとともに、被害児童の保護や支援を行います。
- （5）売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。
- （6）性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 三重県青少年健全育成条例に基づき、青少年にとって有害な興行、図書類、がん具類等の指定を行います。	健康福祉部

<p>イ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査員制度の効果的な運用により、有害環境を少なくします。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ウ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。(V-II-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>エ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理判定職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。(V-II-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>オ 犯罪被害者支援および安全相談を担当する警察職員の対応能力の向上を図るなど体制の充実に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>カ 警察署等に「女性被害捜査員」および「被害者支援要員」を配置し、性犯罪被害に悩む女性被害者からの電話又は面接相談に応じ、心のケア等に努めるとともに、被害者心情に配慮した捜査・支援活動を推進します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>キ 性犯罪被害による妊娠や性感染症等に対して不安を抱える被害者等に対して、適切な対処方法等に関する情報提供を行うとともに、警察と連携して被害者のケアに当たることができる警察医の紹介、女性警察官による病院への随行等を行い、被害者の動揺を和らげ、不安や悩みの払拭をサポートします。</p>	<p>警察本部</p>
<p>ク 各種広報媒体(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等)を通じ、ストーリー被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>ケ 安全な公共空間を確保するため、関係機関・団体等と連携し、「街頭緊急警報装置」等の防犯機器の運用・充実に努めるほか、防犯灯、街路灯等の設置を促進するセーフティライトアップ運動を進めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>コ 人身取引についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>サ 売春防止法に基づき、福祉制度の情報提供や相談助言を行うとともに、婦人保護施設への入所決定等により自立に向けた支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>シ 児童買春事犯を誘引する出会い系サイト等の有害環境からの被害防止を図るほか、少年の福祉や心身に有害な影響を与える犯罪に対する取締りを推進します。</p>	<p>警察本部</p>